

FMCだより

4月1日といえば、日本では新年度のスタートする日になっています。
入学、進学、新入社員などフレッシュな人たちがあふれるこの時期、心も
新たにがんばっていきたいと思います。
掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせ
ください。



税理士法人 F M C

栃木県栃木市平柳町3丁目28番4号
TEL : 0282-27-8833 / FAX : 0282-27-8830



交際費の損金は 年800万円まで可能に

登場人物
M社 経理部長 / 顧問税理士

年800万円まで

古門部長: 改正で交際費が認められる枠が広がったって本当ですか？
顧問税理士: そうですね。

古門部長: いくらまで認められますか？
顧問税理士: 年800万円までです。

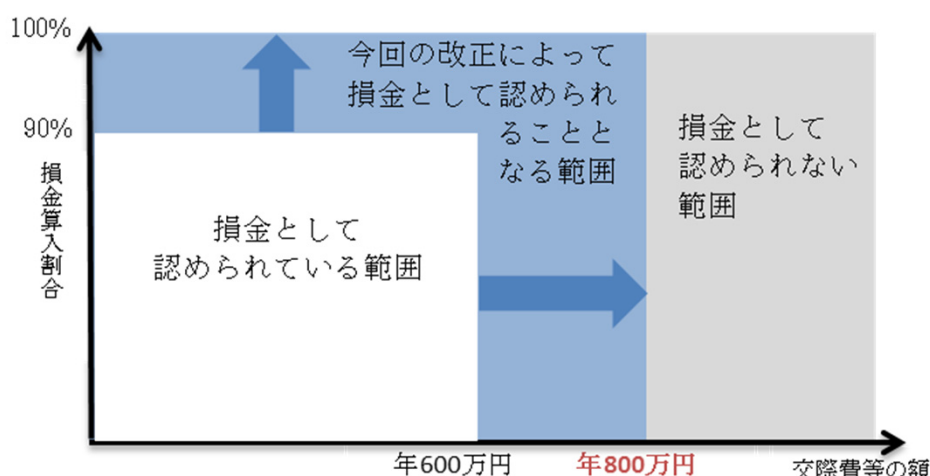
古門部長: でも最低10%は認められないのでしょうか？
顧問税理士: 100%まで引き上げました。

古門部長: じゃあ、全額損金ということですね。
顧問税理士: 年800万円まででしたらね。

1月29日に閣議決定された平成25年度税制改正大綱では、強い経済の取戻し、地方分権促進、消費税率引き上げ対応措置、東日本大震災復興の税制後押しなどをキーワードに、改正内容が取りまとめられています。また自由民主党・公明党・民主党の三党協議により成立した税制抜本改革法に従い、所得税・資産課税についての措置も講じられています。今回は大綱に記載されている改正内容のうち、中小企業対策として減税措置となる、中小企業が支出する交際費等の損金算入枠拡大についてお届けします。

交際費等の損金算入枠の拡大

現行の税制上、中小法人等（※）が支出する交際費等について損金として認められている金額は、下図の白枠部分でした。これが平成25年度税制改正大綱では、下図青枠部分まで拡大することが明記されました。



例. 中小法人等に該当するA社が支出する交際費等は、年間500万円である。この場合において、交際費等として損金認められる金額はいくらになるか。

[改正前]

600万円 $\geq$ 500万円

500万円 $\times$ 90% = 450万円

[改正後]

800万円 $\geq$ 500万円

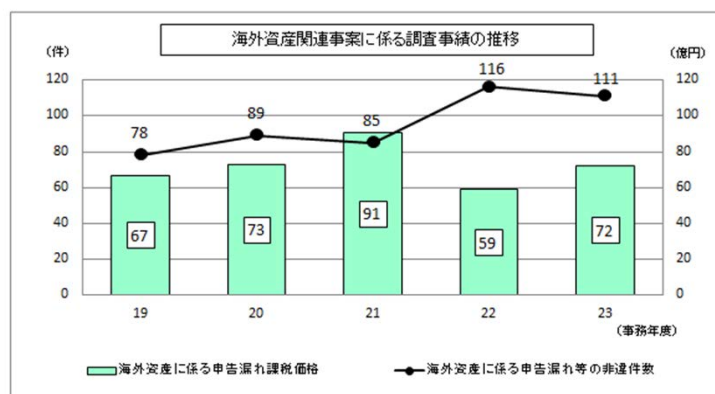
$\therefore$ 500万円全額が損金として認められる。

(※) 中小法人等とは、たとえば期末の資本金又は出資金の額が1億円以下の法人（資本金又は出資金の額が5億円以上である法人による完全支配関係がある法人は除く。）をいいます。

来年の国外財産調書の提出有無は 今年末現在で判断

海外資産関連の調査は、近年重要視されている項目です。国税庁が昨年11月に公表した「平成23事務年度における相続税の調査の状況について」によれば、海外資産に係る1件当たりの申告もれ課税価格は6,478万円でした。同資料内では、今後も積極的に海外資産関連の調査を実施していく旨が述べられています。

それでは、海外資産を個人が所有しているかどうか、国税庁はどのように把握するのでしょうか。



個人が所有する海外資産を国税庁が把握する方法のひとつとして、租税条約の相手国との間で情報交換制度を活用することが挙げられます。また、故人の経歴によって海外資産を所有している可能性があります。調べていくこともあるでしょう。しかし、これだけでは把握をするのに限界があります。そのため、国は新しい制度を設けました。この新しい制度とは、来年から始まる国外財産調書制度です。この国外財産調書制度により、さらに海外資産の把握に努めていくようです。今回はこの制度の適用開始時期が近づいていることから、同制度について確認をしておきましょう。

国外財産調書制度

国外財産調書制度により、その年の12月31日現在の価額（原則時価）の合計額が5,000万円を超える海外資産（国外財産）を所有する日本の居住者は、所得税の申告有無に限らず、必要な事項を記載した国外財産調書をその年の翌年3月15日までに税務署へ提出しなければなりません。

財産を記載した調書といえば、その年分の総所得金額が2,000万円を超えた場合に提出する「財産債務明細書」がありますが、下表のとおり、国外財産調書と異なる点がいくつかあります。

〔提出する調書〕

年分の所得		2,000万円以下		2,000万円超	
年末の国外財産		5,000万円以下	5,000万円超	5,000万円以下	5,000万円超
財産所在地	国内	—	—	「財産債務明細書」を提出	「財産債務明細書」を提出 (国外財産は国外財産調書に記載するため、国内財産分のみ記載)
	国外	—	「国外財産調書」を提出		「国外財産調書」を提出

また、国外財産調書は財産債務明細書にはない、罰則規定が設けられています。具体的には、故意に国外財産調書を提出しなかった又は虚偽記載があった場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科されます。さらに、国外財産から生じた所得等の申告もれや無申告が発覚した場合の罰金が加重されてしまいます。罰則規定は平成27年1月1日以後の違反行為から適用されるものの、加重適用は平成26年1月1日以後提出すべき国外財産調書に係るものから適用されます。この点にも十分注意しましょう。



平成25年度の 雇用保険料率は据え置き

雇用保険の保険料率は、毎年3月末の積立金と給付の状況に応じて見直しを行うことになっています。平成25年度の保険料率について、平成24年度から据え置きになることが厚生労働省から発表されました。

1.平成25年度の雇用保険料率

具体的な保険料率は下表のとおりとなっています。なお、失業等給付の保険料については労使折半で負担し、雇用保険二事業の保険料については事業主が全額負担することになっています。

事業の種類	負担				①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担	② 事業主負担	失業等給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	5/1000	8.5/1000	5/1000	3.5/1000	13.5/1000
農林水産 清酒製造の事業	6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000	15.5/1000
建設の事業	6/1000	10.5/1000	6/1000	4.5/1000	16.5/1000

2.雇用保険料の弾力条項とその決定

雇用保険の保険料率は、法律では一般の事業で1,000分の17.5と定められています。その上で、財政状況等の一定の条件により1,000分の13.5から1,000分の21.5までの間で変更できる仕組みが設けられています。これを弾力条項と呼んでおり、今回の発表は、平成24年度に引き続き平成25年度についても弾力条項を利用することで、もっとも低い料率に決定されたことによるものとなっています。

パートタイマー等の非正規従業員における雇用保険への加入基準については、平成22年4月に改正されており、以下の2つの要件を満たす場合、雇用保険に加入させる必要があります。

①31日以上雇用見込みがあること

②1週間の所定労働時間が20時間以上であること

※一般的にアルバイトと呼ばれる昼間学生については、雇用保険法でいうところの被保険者には該当しないことから、原則として加入対象とはなりません。そのため、雇入れ時や勤務条件が変更となる際には加入基準を確認し、適正な取扱いをすることが求められます。



業種別学歴別の初任給

4月は新年度の始まりです。新入社員が加わる企業も数多くあることでしょう。ここでは、新入社員が初めて手にする給与、初任給に関するデータをご紹介します。

最も初任給の高い業種は？

厚生労働省が毎年発表している「賃金構造基本統計調査（初任給）」（※）から、産業大分類別の平成24年の学歴別初任給をまとめると、以下のようになります。

平成24年の業種別学歴別初任給

（単位：千円）

産業	男女計				男性				女性			
	大学院 修士課程 修了	大学卒	高専・ 短大卒	高校卒	大学院 修士課程 修了	大学卒	高専・ 短大卒	高校卒	大学院 修士課程 修了	大学卒	高専・ 短大卒	高校卒
産業計	226.1	199.6	170.1	157.9	225.6	201.8	173.0	160.1	228.4	196.5	168.4	153.6
鉱業、採石業、砂利採取業	249.7	221.2	186.3	167.5	249.0	224.8	186.3	167.8	271.2	211.4	—	161.3
建設業	219.0	203.7	181.0	165.2	219.2	205.7	182.2	166.2	218.2	198.9	171.8	149.2
製造業	225.9	199.7	173.7	158.0	225.8	201.4	177.8	160.1	226.9	195.8	166.2	151.9
電気・ガス・熱供給・水道業	222.7	197.6	174.0	160.3	222.6	197.3	174.6	160.3	223.6	198.7	172.9	160.2
情報通信業	224.5	205.3	172.2	160.2	224.0	205.8	181.8	164.2	227.9	204.4	157.6	152.8
運輸業、郵便業	221.3	193.5	167.7	159.9	221.5	195.1	172.5	160.7	218.8	189.9	157.3	157.5
卸売業、小売業	221.8	202.2	169.7	155.8	222.6	203.6	169.1	155.7	218.6	199.8	170.5	156.0
金融業、保険業	224.6	193.0	159.0	144.8	226.8	196.6	172.0	141.4	210.3	189.6	158.5	145.0
不動産業、物品賃貸業	232.1	204.7	166.4	164.7	235.8	212.9	173.3	164.8	214.2	193.1	162.1	164.6
学術研究、専門・技術サービス業	229.7	211.4	171.3	157.8	229.8	213.3	182.6	157.8	229.4	208.1	166.1	157.8
宿泊業、飲食サービス業	189.9	190.9	165.1	154.0	182.2	197.3	164.7	157.1	200.6	186.7	165.4	152.3
生活関連サービス業、娯楽業	214.4	197.6	165.5	164.9	219.5	205.5	164.4	165.9	201.4	191.2	166.0	164.5
教育、学習支援業	234.7	198.2	173.9	152.2	229.4	204.5	163.9	155.2	239.0	195.8	174.3	151.1
医療、福祉	220.3	195.7	169.8	151.2	217.4	191.5	172.0	148.7	223.5	198.2	169.3	152.1
複合サービス事業	195.3	173.3	154.3	144.0	197.2	173.2	151.9	145.1	190.8	173.5	155.8	143.6
サービス業（他に分類されないもの）	237.7	200.1	167.8	160.0	233.6	201.5	171.0	161.3	246.3	197.3	164.2	154.7

厚生労働省「賃金構造基本統計調査（初任給）」より作成

男性では、「鉱業、採石業、砂利採取業」が、大学院修士課程修了、大学卒、高専・短大卒、高校卒のすべての学歴で最も初任給が高くなりました。女性も高専・短大卒、高校卒を除く学歴で「鉱業、採石業、砂利採取業」の初任給が最も高くなりました。

貴社の属する業種の状況はいかがでしょうか。

（※）厚生労働省 賃金構造基本統計調査（初任給）

10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所（64,610事業所）のうち、有効回答を得た事業所（49,230事業所）の中で新規学卒者を採用した事業所（14,109事業所）を取りまとめた調査です。ここでの初任給は、通常の勤務をした新規学卒採用者の所定内給与額（所定内労働時間に対して支払われる賃金で、基本給の他、諸手当が含まれているが、超過労働給与額は含まれていない）から通勤手当を除いたもので、新規学卒採用者数による加重平均となっています。詳細は以下の厚生労働省のサイトで確認できます。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/53-1.html>



もっと楽ができるのに

キーボードでの入力ストレスで、できるだけ入力する文字を減らしたいという方に、簡単にできる便利な設定をご紹介します。

「ユーザー辞書」の登録

ユーザー辞書は、現在多くのパソコンや携帯電話に備わっている機能で、変換後の文字列をあらかじめユーザー辞書に登録しておけば、他の一般的な言葉よりも優先的に変換候補に挙がるようになり、入力作業を素早くかつ正確に行うことができますようになります。

読みの難しい漢字を使った名前の方なども、ユーザー辞書に名前を登録しておくことにより、一回で変換ができるようになります。また、毎日入力するような語句を登録しておくことによって、入力へのストレスが減るかもしれません。

例えば、次のような登録も可能です。

「やま」と入力すると	⇒「株式会社 山田運輸」と自社名に変換できる。
「いし」と入力すると	⇒「石川祐一郎」と自分の名前に変換できる。
「でんわ」と入力すると	⇒「00-0000-0000」と自社の電話番号に変換できる。
「お」と入力すると	⇒「折り返しご連絡ください」と定型文に変換できる。
「めーる」と入力すると	⇒「abcdef12345@yamada.com」とメールアドレスに変換できる。
「じたく」と入力すると	⇒「東京都千代田区内幸町〇-〇〇-〇」と自宅の住所に変換できる。

このユーザー辞書への登録ですが、存在は知っているのに使っていない方もいらっしゃるのではないのでしょうか。ちなみに少し変わった漢字の名前を持つ筆者は、自分の名前をユーザー辞書に登録していますし、スマホでは「いま」とだけ入力すれば「今から帰ります」と変換されるように登録しているため、すぐにメールを送ることができます。

最初の登録が手間に感じられるかもしれませんが、一度登録すれば、その後の入力が楽になります。少しでも入力する文字数を減らしたい、早く入力したいという方は、是非「ユーザー辞書」に登録してみてください。

《Windows7での登録方法》

- ・言語バーの、ツールアイコン（箱のようなアイコン）をクリック
- ・「単語の登録」をクリック
- ・変換したい語句を入力して登録

※ユーザー辞書の登録方法はメーカーや端末により異なります。登録の際はそれぞれの方法をご確認ください。

※例に出てくる名前やメールアドレスは全て架空のものです。

4月から新入社員を受け入れる事業者は、オリエンテーションをしっかりと行いましょう。また、月末からのゴールデンウィークは、休業日状況の確認を行いましょう。

2013年4月

お仕事備忘録

1. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出

2. 5月納付の源泉所得税・住民税の納付準備

3. 雇用保険料率、健康保険料率・介護保険料率は変更なし

4. 国民年金保険料の引き上げ

5. 労働者名簿の調製

6. 新入社員のオリエンテーション

7. 暖房器具等の清掃、格納

1. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出

住民税の徴収方法を特別徴収で選択している事業者で、4月1日現在で昨年の給与支払報告書を提出した社員のうち、給与の支払を受けなくなった社員がいる場合には、4月15日までにその社員が住んでいる市区町村長に届出をします。

2. 5月納付の源泉所得税・住民税の納付準備

5月のはじめは、ゴールデンウィークによる連休でバタバタしがちです。毎月10日が納付期限の源泉所得税や住民税等の支払には注意が必要です。4月中に納付の準備をしておくとういでしょう。

3. 雇用保険料率、健康保険料率・介護保険料率は変更なし

平成25年度の雇用保険料率は平成24年度と同様となり、以下のとおりとなります。

	保険料率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	1000分の13.5	1000分の8.5	1000分の5
農林水産・清酒製造の事業	1000分の15.5	1000分の9.5	1000分の6
建設の事業	1000分の16.5	1000分の10.5	1000分の6

また、平成25年度の健康保険料率・介護保険料率も平成24年度から据え置きとなりました。

4. 国民年金保険料の引き上げ

平成25年4月より国民年金保険料が引き上げられ、月額15,040円となります。

5. 労働者名簿の調製

新年度が始まりましたので、労働者名簿を調製する必要があります。退職者については退職日と退職事由を記入し、入社した者については新たに作成しておきましょう。また、この労働者名簿については退職の日から3年間は必ず保存しておくことになっています。

6. 新入社員のオリエンテーション

入社オリエンテーションでは、主に次のような事項を説明しなければならないので、もれのないように注意します。また新入社員への配付物あるいは新入社員からの提出物を確認しましょう。提出の必要な書類と提出期限を記載した資料を配付すると、提出もれを防止できます。

◆主な説明内容

◇労働条件の説明 ◇社内ルール ◇諸届の方法 ◇年間行事予定

◆主な渡し物

◇貸与物品 ◇配付物品

◆主な提出物

◇誓約書 ◇身元保証書

7. 暖房器具等の清掃、格納

もう暖かくなりますので、不必要となる暖房器具などの清掃をし、格納をします。不良箇所などは後回しにせず、気づいたその場で修理依頼をしましょう。

お仕事 カレンダー

2013.4

取引先のゴールデンウィークによる休業日の確認を行い、納期遅れや債権の回収もれを防ぎましょう。特に、月末月初の資金繰りは要注意です。



日	曜日	六曜	項目
1	月	仏滅	●健康保険・厚生年金保険料の支払(2月分) ●個人事業の消費税確定申告の提出期限、納付期限(現金納付)
2	火	大安	
3	水	赤口	
4	木	先勝	
5	金	友引	清明
6	土	先負	
7	日	仏滅	
8	月	大安	
9	火	赤口	
10	水	先負	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付(3月分) ●一括有期事業開始届(建設業)届出
11	木	仏滅	
12	金	大安	
13	土	赤口	
14	日	先勝	
15	月	友引	●給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出
16	火	先負	
17	水	仏滅	
18	木	大安	
19	金	赤口	
20	土	先勝	穀雨
21	日	友引	
22	月	先負	●所得税の確定申告納付振替日(口座振替の場合)
23	火	仏滅	
24	水	大安	●個人事業者の消費税確定申告納付振替日(口座振替の場合)
25	木	赤口	
26	金	先勝	
27	土	友引	
28	日	先負	
29	月	仏滅	昭和の日
30	火	大安	●軽自動車税の納付 ※市町村の条例で定める日まで ●固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付 ※市町村の条例で定める日まで ●健康保険・厚生年金保険料の支払(3月分) ●労働者死傷病報告書の提出(休業日数1~3日の労災事故[1月~3月]について報告) ●最低賃金適用報告・最低工賃適用報告・預金管理状況報告 ●安全衛生教育実施結果報告